

入札参加資格の金額要件（技術者配置）見直し及び技術者専任義務の緩和 について（お知らせ）

建設業法(昭和24年法律第100号)(以下「法」という。)及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)(以下「令」という。)改正に対する横浜市の対応を踏まえ、入札参加資格の金額要件(技術者配置)見直し及び技術者の専任義務の緩和を以下のとおり行います。

1 入札参加資格の金額要件（技術者配置）見直し

公社では、予定価格(税込)4,000万円以上(建築工事8,000万円以上)の工事について、技術者の専任配置を調達公告等により求めておりましたが、物価高騰及び人件費高騰等に伴い金額要件を以下のように見直します。

変更前			変更後		
予定価格(税込)	配置技術者	配置	予定価格(税込)	配置技術者	配置
8,000万円以上	監理技術者	専任	9,000万円以上	監理技術者	専任
8,000万円未満 4,000万円以上	監理技術者 又は 主任技術者	専任	9,000万円未満 4,500万円以上	監理技術者 又は 主任技術者	専任
4,000万円未満	主任技術者	兼任可	4,500万円未満	主任技術者	兼任可
※建築工事については以下のとおり					
8,000万円以上	監理技術者	専任	9,000万円以上	監理技術者	専任
8,000万円未満	主任技術者	兼任可	9,000万円未満	主任技術者	兼任可

※上記に伴い現場代理人の常駐義務の緩和措置拡大を実施します。(詳細は別途お知らせを確認ください。)

2 技術者専任義務の緩和

法改正により、情報通信機器の活用等の一定の要件を満たす場合に、主任技術者及び監理技術者の専任義務が緩和され、工事現場を兼任できるようになりました。また、営業所技術者及び特定営業所技術者(以下「営業所技術者等」という。)についても、一定の要件を満たす場合については、専任義務が緩和されます。

なお、このお知らせでは「監理技術者制度運用マニュアル(最終改正令和6年12月13日国不建技第123号)」に倣い、法第26条第3項ただし書き及び同項第1号により専任義務を緩和する場合を「専任特例1号」、同項第2号により専任義務を緩和する場合を「専任特例2号」と称します。

(1) 専任義務緩和できる項目

ア 専任特例1号による専任義務緩和（別添図1参照）

各建設工事の請負代金額が1億円未満(建築工事の場合は2億円未満)かつ法令規則で定める要件を満たす場合は、2件の工事現場を兼任することができます。

イ 専任特例2号による専任義務緩和（法令改正による運用の変更なし）

各工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置くことを要件とし、2件の工事現場を兼任することができます。

ウ 営業所技術者等の専任義務緩和（別添図2参照）

建設工事の請負代金額が1億円未満(建築工事の場合は2億円未満)かつ法令規則で定める要件を満たす場合、営業所技術者等が1件の工事現場を兼任することができます。

(2) 入札参加資格審査資料の提出にあたっての注意点

本運用の変更に伴い、「配置技術者(変更)届出書」の様式を改正しました。公社ホームページ様式ダウンロード(<https://www.y-hozen.or.jp/nyusatu/download/>)よりダウンロードし作成、提出してください。

これに伴い、「主任技術者届出書」については廃止し、「配置技術者(変更)届出書」に統一しました。作成の際は、「役職」欄の、該当する技術者に必ず○を付けてください。

(3) 落札決定後に必要な対応

ア 従事中工事の監督員への連絡（専任特例1号・専任特例2号）

兼任する場合、各工事現場で、兼任要件(別添図1・図2参照)を全て満たす必要があります。このため、専任で従事中だった工事についても、兼任要件を確認する体制を組む必要があるため、速やかに監督員へ連絡をしてください。

イ 人員の配置の計画書の作成・保管（専任特例1号・営業所技術者等の専任義務緩和）

落札決定されたら速やかに、国土交通省のウェブサイト([建設産業・不動産業:監理技術者等の専任義務の合理化・営業所技術者等の職務の特例 - 国土交通省](#))より「人員の配置を示す計画書(参考様式)」をダウンロードし、従事中の工事及び落札決定された工事の2件について、同計画書を作成し、保管してください。なお、計画書は、監督員から提示を求められた際にご提示ください。

3 適用開始

この通知は、令和7年2月10日(以下「適用開始日」という。)以降に行われる契約の申込みの誘引(公告・見積通知・指名通知等)(以下「公告等」という。)に係る工事請負契約について適用します。適用開始日以前に公告等がなされた契約には原則適用しません。

ただし、適用開始日以降に履行中の契約については、適用開始日以降の公告等案件に兼任させる場合のみ、本通知を適用します。

※本通知、「1入札参加資格の金額要件（技術者配置）見直し」については、上記のただし書は適用しません。

<発注における取扱いについて>

担当：総務部 総務課 契約係

電話：045-641-3124

FAX：045-664-7055

E-mail：soumuka-keiyaku@y-hozen.or.jp

<施工中における確認について>

担当：技術部 技術管理課 技術管理係

電話：045-349-5217

FAX：045-664-7055

＜関係法令 抜粋＞

【法第二十六条第三項 抜粋】

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

- 一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者
 - イ 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。
 - ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。
 - ハ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術者を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。
- 二 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

【令第二十七条、第二十八条 抜粋】

(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)

第二十七条

法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千五百万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、九千万円)以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

第二十八条

法第二十六条第三項第一号イの政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、二億円とする。

【法第七条第一項第二号及び法第十五条第一項第二号 抜粋】

第七条(許可の基準)

- 二 その営業所ごとに、営業所技術者(建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第十一条第四項及び第二十六条の五において同じ。)を専任の者として置く者であること。

第十五条

- 二 その営業所ごとに、特定営業所技術者(建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第二十六条の五において同じ。)を専任の者として置く者であること。(後略)

【法第二十六条の五 抜粋】

(営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例)

第二十六条の五

建設業者は、第二十六条第三項本文に規定する建設工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第七条(第二号に係る部分に限る。)又は第十五条(第二号に係る部分に限る。)及び同項本文の規定にかかわらず、その営業所の営業所技術者又は特定営業所技術者について、営業所技術者にあつては第二十六条第一項の規定により当該工事現場に置かなければならない主任技術者の職務を、特定営業所技術者にあつては当該主任技術者又は同条第二項の規定により当該工事現場に置かなければならない監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。

- 一 当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事であること。
 - 二 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。
 - 三 当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。
 - 四 営業所技術者又は特定営業所技術者が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該営業所における建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理に係る職務並びに当該工事現場に係る前条第一項に規定する職務(次項において「営業所職務等」という。)を情報通信技術者を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。
- 2 前項の規定は、同項の工事現場の数が、営業所技術者又は特定営業所技術者が当該工事現場に係る主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行つたとしても営業所職務等の適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

【令第三十三条、第三十四条 抜粋】

第三十三条

法第二十六条の五第一項第二号の政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、二億円とする。

第三十四条

法第二十六条の五第二項の政令で定める数は、一とする。

<別添図1> 専任特例1号について



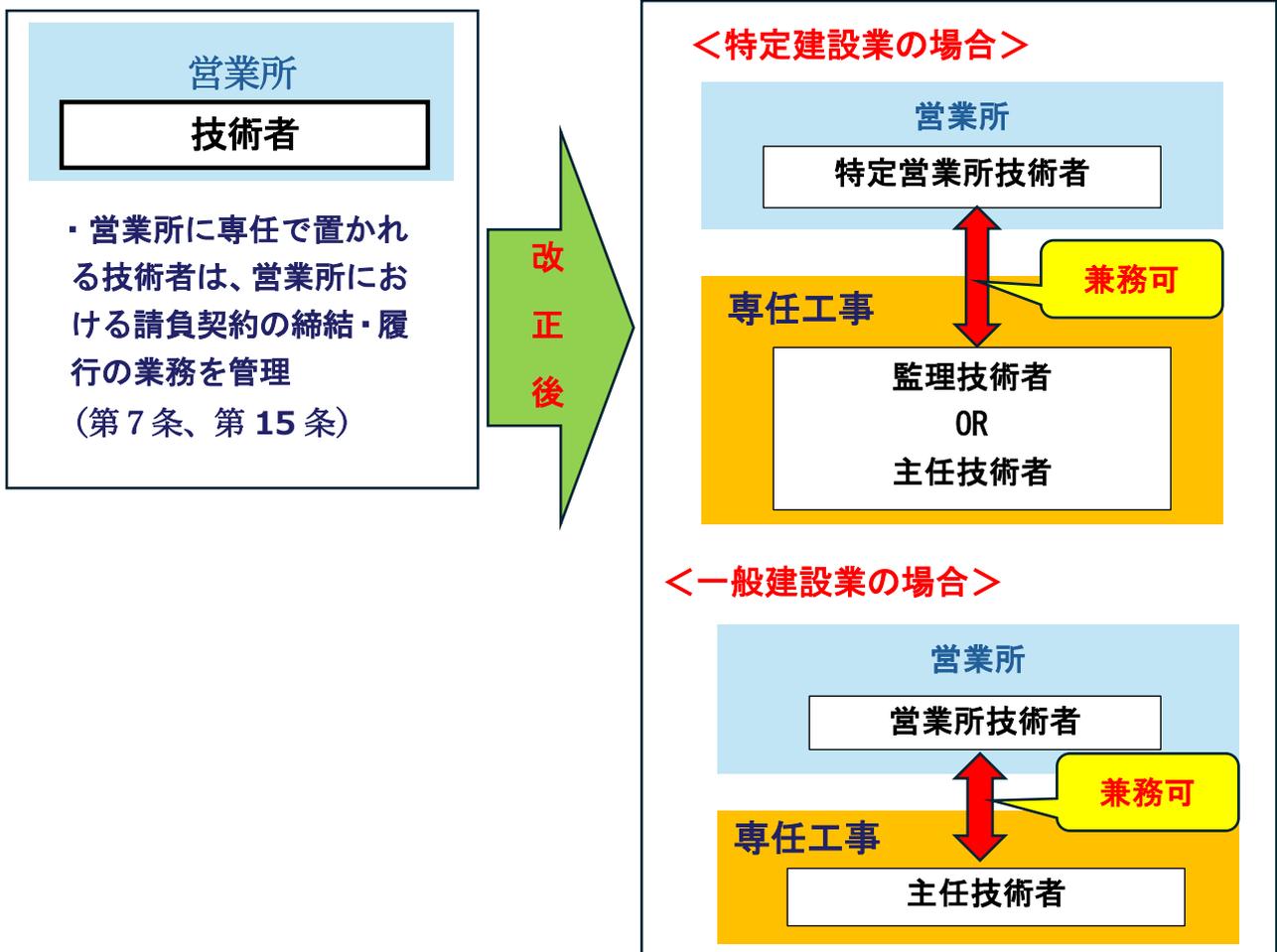
※：主任技術者・監理技術者に適用可能

★【兼任の要件】(全ての要件を満たすこと)

- ① 請負金額：1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
工事途中に請負代金額が上記の金額以上となった場合は、専任特例を活用できません。
- ② 兼任現場数：2工事現場以下
- ③ 工事現場間の距離：1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ④ 下請回数：3次を超えない 工事途中で超えた場合は、専任特例は活用できません。
- ⑤ 連絡員の配置：監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置
(発注工種；建築、細目：建築工事・鉄骨プレハブ工事の場合は同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者)
- ⑥ 技術者が施工体制を確認するための情報通信技術の措置：現場作業員の入退場が遠隔から確認できるもの
CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- ⑦ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等
国土交通省ウェブサイトより「人員の配置を示す計画書(参考様式)」をダウンロードし、現場毎に据え置くこと。また、法施行規則第28条第1項の帳簿と同じ期間保存すること。
- ⑧ 技術者が現場状況を確認するための情報通信機器の設置
当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

補足：上図中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者(監理技術者補佐)」(注)を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者(専任特例2号)が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。注：「主任技術者の要件を有し、かつ、1級技士補の者」又は「監理技術者の要件を有する者」(一部業種は後者のみ、詳細は監理技術者制度運用マニュアル参照)

<別添図2> 営業所専任技術者等について



【兼任の要件】 図1★の要件と同様ですが、以下の点が異なります。

- ① 工事契約 : 当該営業所において締結された工事であること。
- ② 兼任現場数 : 1 工事現場 (専任を要する工事現場と要さない工事現場のいずれでも可) 以下
営業所に近接し専任を要さない工事現場の主任技術者等を兼務している場合も 1 工事現場となるため、併用はできません。
- ③ 工事現場間の距離 : 「工事現場間の距離」を「営業所と工事現場間の距離」と読替える
- ④ 人員の配置を示す計画書の作成に、次の事項を盛り込むこと
 - ・ 営業所技術者等が所属する営業所の名称
 - ・ 当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称

※営業所技術者等は、工事現場の主任技術者又は監理技術者を兼務する場合には、当該請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。

<別添資料1>

専任特例1号による専任義務緩和に関するQ&A

【連絡員の配置について】

Q 1	同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼任することはできますか？
A 1	連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定しています。 上記の役割を果たせる限りにおいて、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能です。
Q 2	連絡員に専任義務や常駐義務はありますか？
A 2	役割を果たせる限りにおいて、連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めません。
Q 3	連絡員は配置技術者や現場代理人と同様に、直接的・恒常的な雇用関係が必要ですか？
A 3	連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的な雇用関係は必要ありません。ただし、連絡員は、当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意してください。
Q 4	連絡員は他の工事の現場代理人と兼任することはできますか？
A 4	連絡員には専任義務や常駐義務がありませんが、現場代理人には常駐義務があります。そのため、他の工事（A工事）の現場代理人として常駐している者を別工事（B工事）の連絡員として配置することはできません。

【情報通信の活用について】

Q 5	計画書は紙ではなく電子ファイルでの保存でよいのでしょうか？
A 5	計画書の作成・保存は電子ファイル（電磁的方法）によることが可能です。
Q 6	要件の「工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器」とは具体的にどのような機器を想定していますか？
A 6	情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであれば問題ありません。そのため、一般的なスマートフォンやタブレット端末でWEB会議システムが利用できる環境が確保できれば問題ありません。

【技術者の兼任について】

Q 7	同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼任することはできますか？
A 7	専任特例1号と専任特例2号をいずれも適用して兼任することはできません。 【主任技術者】 専任特例2号の対象外であるため、専任特例1号しか適用できないため。 【監理技術者】 令第二十九条により、法第二十六条第三項ただし書きの規定は「同一の主任技術者又は監理技術者を置くことができる工事現場」が2を超える場合適用しないため。 【監理技術者補佐】 法第二十六条第三項ただし書きの規定は主任技術者又は監理技術者が対象であり、監理技術者補佐は対象外であるため。

Q 8	適用開始日より前に契約し、適用開始日以降も履行中の案件が2件あります。各工事現場に専任配置している技術者2名のうちいずれかを変更し、専任特例1号により1名に2件を兼任させることはできますか？
A 8	適用開始日（令和7年2月10日）以前に公告された契約には、専任特例1号は原則適用しませんので、兼任させることはできません。 例外として、適用開始日以降に履行中の契約については、適用開始日以降の公告案件に兼任させる場合のみ、兼任させることができます。

専任特例2号による専任義務緩和に関するQ & A

【専任特例2号による監理技術者について】

Q 1	専任特例2号による監理技術者とはどのような技術者を指しますか？
A 1	改正建設業法により、監理技術者補佐を工事現場に専任で配置した場合に、監理技術者は2つの現場まで兼任することが可能となりました。この場合の監理技術者が「専任特例2号による監理技術者（※旧「特例監理技術者」）」です。
Q 2	専任特例2号による監理技術者は同一工事の現場代理人を兼任できますか？
A 2	当該監理技術者が他の案件を兼任していない状況ならば、現場代理人としての常駐義務を果たせるため兼任可能です。ただし、専任特例2号による監理技術者として他の工事を兼任する場合は、従事中の工事及び新たに従事する工事の現場代理人としての常駐義務を果たせなくなるため、いずれの工事にも、現場代理人として別の者を配置する必要があります。
Q 3	専任特例2号による監理技術者を配置して兼任させる場合、必要な書類・手続きは何ですか？
A 3	<p>公社発注工事の落札候補者となり、新たに専任特例2号による監理技術者を配置する場合は、通常の技術者配置（監理技術者及び現場代理人）にかかる資格審査資料に加え、下記の監理技術者補佐の資格審査資料が必要になります。</p> <p>(1) 配置技術者（変更）届出書（第9号様式） 下段の技術者欄に監理技術者補佐の氏名等必要事項を記載してください。</p> <p>(2) 配置する監理技術者補佐の資格を証明する書類（①主任技術者要件を満たすことを確認できる書類（国家資格等）+②一級技術検定（第一次検定）合格証明書の写し）※</p> <p>(3) 配置する監理技術者補佐の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）</p> <p>※一級技士補の資格を有するだけでは「監理技術者を補佐する資格を有する者」にはならないため、(2)の資料提出にあたっては、主任技術者要件も満たすことを証明する必要があります。</p> <p>なお、専任特例2号による監理技術者は2件まで兼任できますが、2件兼任させる場合、2件目の落札候補者通知日の前日までに、1件目の案件について、監理技術者補佐の配置（専任特例2号による監理技術者へ変更）手続きを完了している必要があります。2件目の落札候補者通知日以降に、1件目で従事中の監理技術者を専任特例2号による監理技術者に変更しても、2件目の専任緩和の条件を満たさないため、配置できません。</p>

Q 4	公社発注工事のうち、専任特例 2 号による監理技術者が兼任可能な案件を確認するにはどうすればいいですか？
A 4	公社発注工事では、兼任不可とする案件は、入札公告にて監理技術者の専任配置の緩和を適用しない旨の記載を行います。記載がない場合は原則兼任可能です。 公社以外の発注工事については、各発注機関にお問い合わせください。
Q 5	専任特例 2 号による監理技術者が、公社発注工事と民間工事を兼任することはできますか？
A 5	監理技術者の専任配置が緩和されている工事であれば、民間工事であっても兼任することができます。元請としての職務が適正に遂行できる範囲で、2 件まで兼任が可能です。
Q 6	専任特例 2 号による監理技術者の兼任する工事が 1 件しゅん工したため、新たに契約する別工事を兼任できますか？
A 6	専任特例 2 号による監理技術者は、同時に 2 件まで兼任することができます。新たに契約する工事にて監理技術者の専任配置の緩和要件を満たしている場合、専任特例 2 号による監理技術者として兼任することが可能です。
Q 7	現在施工中の公社発注工事に専任特例 2 号による監理技術者を配置させたい場合、どのような手続きが必要ですか？
A 7	履行中の工事において監理技術者の専任配置の緩和が認められているかどうかご確認をお願いします。専任配置が緩和されている場合は、まず工事監督員と打合せし、監理技術者から専任特例 2 号による監理技術者への変更日等を協議してください。 工事監督員との協議が完了したら、専任特例 2 号による監理技術者及び監理技術者補佐の資格審査を行いますので、必要事項を記載した配置技術者（変更）届出書及び各々の資格が確認できる書類の写しを契約係までご提出ください。
Q 8	専任特例 2 号による監理技術者の配置を認めないのはどのような場合ですか？
A 8	工事難易度が高く、監理技術者が兼任することで、品質に影響を及ぼすことが懸念される工事、技術習得を目的とした工事、配置技術者に技術者実績を要求している工事等で、監理技術者の専任配置の緩和を適用しないことがあります。なお、監理技術者の専任配置の緩和を適用しない場合は、入札公告に記載しますので、必ずご確認ください。
Q 9	施工中の工事の監理技術者を専任特例 2 号による監理技術者へ変更する場合、技術者の途中交代にあたりますか？
A 9	監理技術者を専任特例 2 号による監理技術者にする場合は技術者の途中交代にはあたりません。しかし、監理技術者補佐を追加で配置する必要があるため、必要事項を記載した配置技術者（変更）届出書及び監理技術者補佐の資格を確認できる書類 [*] の写し等を契約係までご提出ください。 [*] 「専任特例 2 号による専任義務緩和に関する Q&A」A 3 参照

【監理技術者補佐について】

Q 10	監理技術者補佐の資格要件を教えてください。
A 10	監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は監理技術者の資格を有する者であることが必要となります。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。
Q 11	現場代理人は同一工事の監理技術者補佐を兼任することができますか？
A 11	同一工事であれば、現場代理人と監理技術者補佐は兼任することができます。

Q12	<p>履行中の公社発注工事について、現場代理人を監理技術者補佐と兼任させたい場合、どのような手続きが必要ですか？</p>
A12	<p>監理技術者補佐としての資格審査を行う必要がありますので、契約係まで必ずお問合せください。</p> <p>【必要書類】</p> <p>(1) 配置技術者（変更）届出書（第9号様式） 第9号様式を使用し、上段の技術者欄に監理技術者補佐の氏名等必要事項を記載してください。なお、現場代理人もあわせて変更する場合は、下段記載欄に変更後の新しい現場代理人についての必要事項を記載してください。</p> <p>(2) 配置する監理技術者補佐の資格を証明する書類（①主任技術者要件を満たすことを確認できる書類（国家資格等）＋②一級技術検定（第一次検定）合格証明書の写し）※</p> <p>(3) 配置する監理技術者補佐の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）</p> <p>※ 一級技士補の資格を有するだけでは「監理技術者を補佐する資格を有する者」にはならないため、(2)の資料提出にあたっては、主任技術者要件も満たすことを証明する必要があります。</p>
Q13	<p>履行中の公社発注工事について、監理技術者補佐を途中交代させたい場合、どのような手続きが必要ですか？</p>
A13	<p>監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）の途中交代は、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）に準拠し、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合等以外の理由では認めません。</p> <p>上記の理由等によりやむなく交代を求める場合、まずは工事監督員と打合せし、交代について了承を得てからコリンズ上の変更日等を協議してください。その後、協議が完了したら契約係までご連絡ください。その後の変更手続きは技術者交代の手続きと同様です。</p>
Q14	<p>履行中の公社発注工事について、監理技術者補佐が監理技術者の資格を取得したので、当該案件の監理技術者に変更することはできますか？</p>
A14	<p>監理技術者等の途中交代は、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）に準拠し、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合等以外の理由では認めません。そのため、資格取得に伴う途中交代は認められません。</p>